

国民健康保険保険証の一齐更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在使用されている国民健康保険保険証の有効期限は7月31日(日)です。新しい保険証(茶色)は、7月中旬に世帯主様あてに特定記録郵便で送付いたします。

保険証が届いたら、記載内容に誤りがないかをご確認いただき、8月1日(月)からお使いください。古い保険証は、8月1日以降に裁断等により各自で処分してください。

●社会保険に加入しているのに保険証が届いた場合

現在、社会保険の保険証を使っているという方は、国保喪失手続きが必要です。お早めに保険健康課(役場1階3番窓口)または神泉総合支所までお越しください。

【お持ちいただくもの】

- 国民健康保険保険証
- 会社等から交付された保険証
- 本人確認書類(免許証等)
- 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- 個人番号を確認できる書類

●マイナンバーカードの保険証利用申込みの支援について

令和3年10月20日からマイナンバーカードの保険証利用が始まりました。保険健康課では、マイナンバーカードをお持ちの方に、利用申込みの支援を行っています。希望される方は保険健康課までお越しください。

【必要なもの】

- マイナンバーカード
- 利用者証明用パスワード(数字4桁)

●新型コロナウイルスの影響による保険料等の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に対して、国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の減免を令和4年度も引き続き実施します。

個別の該当の有無、詳しい申請方法等については、ホームページまたは保険健康課でご確認ください。



町ホームページ

保養施設の利用を助成します(国保・後期保険加入者)

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

神川町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方が、町と提携しているホテルや旅館などの保養施設に宿泊する場合に、宿泊費の一部を助成します。

【助成金額】 2,000円(年度内1人1回限り)

【期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日

【対象者】 神川町国民健康保険加入者(3歳未満の子どもは対象外)
後期高齢者医療保険加入者

【利用できる施設】 保険健康課窓口またはホームページにて確認できます。

※令和3年度以前と契約状況が変更となった施設があるため

ご注意ください。利用の際は必ず確認をお願いします。

【申請方法】 保険健康課窓口にて、事前に申請してください。

申請後に助成券・利用券をお渡します。

※宿泊日より余裕を持って申請してください。



町ホームページ

後期高齢者医療保険証等の更新について

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

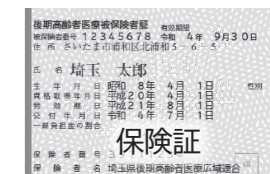
現在使用されている後期高齢者医療保険証と限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(日)となっています。

●新しい保険証の送付

新しい保険証は、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

8月1日以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付される保険証を使用してください。また、古い保険証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。

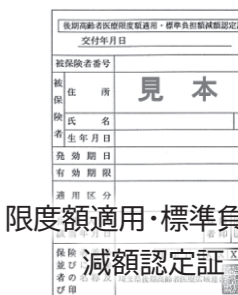
また、10月1日から医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に加え、新たに「2割」が新設され、「1割」「2割」「3割」の3区分となるため、10月からの保険証については再度9月中に郵送します。



●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで、同じ医療機関での1か月の一部負担金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

- ・「限度額適用認定証」該当者…現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
 - ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」…低所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
- 認定証の交付には申請が必要です。保険健康課へ申請してください。



限度額適用・標準負担額

減額認定証

【申請に必要なもの】

- 後期高齢者医療被保険者証
- 本人確認書類(免許証等)
- 個人番号を確認できる書類

※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類等をお持ちください。

また、前年度に認定証を申請された方で、本年度も引き続き対象者となる方には認定証を郵送します。新しく認定証の交付を受ける場合には事前に手続きをお願いします。

【所得区分と限度額について】

課税区分	所得区分	限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)
課税世帯	現役並み所得者Ⅲ ※課税所得690万円以上の方	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%	
	現役並み所得者Ⅱ(現役Ⅱ) ※課税所得380万円以上690万円未満の方	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%	
	現役並み所得者Ⅰ(現役Ⅰ) ※課税所得145万円以上380万円未満の方	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%	
	一般	18,000円	57,600円
非課税世帯	低所得者Ⅱ(区分Ⅱ) ※同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方	8,000円	15,000円
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ) ※同じ世帯全員の所得が0円(年金の場合は年金収入80万円以下)である世帯の方		